

# 第7回田沢湖・角館・西木合併協議会

## 会 議 録

平成15年10月24日(金)

第7回 田沢湖・角館・西木合併協議会

開催年月日 平成15年10月24日

開催場所 田沢湖町 総合開発センター大集会室

合併協議会委員定数 28名

開 会 午後1時30分

閉 会 午後4時50分

田沢湖・角館・西木合併協議会出席者

会 長 佐 藤 清 雄

副 会 長 太 田 芳 文

田 代 千代志

委 員 (田沢湖町)

高 橋 正 男

千 葉 勇

田 口 喜 義

信 田 幸 雄

稲 田 修

堀 川 光 博

小 松 直

細 川 雪 子

(角館町)

田 口 勝 次

熊 谷 佳 穹

沢 田 信 男

佐々木 章

辻 均

山 本 陽 一

三 杉 真紀子

(西木村)

佐 藤 雄 孝

佐久間 健 一

佐 藤 宗 善

伊 藤 邦 彦

武 藤 昭 男

鈴 木 重 藏

門 脇 明

藤 井 けい子

(秋田県)

鈴 木 峰 晴

以上27名

田沢湖・角館・西木合併協議会欠席者

小 林 一 雄 1名

田沢湖・角館・西木合併協議会幹事会

幹事長 野 中 秀 人

副幹事長 羽 川 昭 紘 大 澤 隆

幹 事 浦 山 清 悦 藤 木 春 悦

田 口 総 一

田沢湖・角館・西木合併協議会事務局

局 長 大 楽 進

副 局 長 高 橋 徹

次 長 羽 川 茂 幸 藤 村 好 正

事務局職員 高 橋 信 次 能 美 正 俊

田 口 信 幸 若 松 正 輝

猪 本 博 範

会議次第

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 会議録署名委員の指名について

4. 議題

報告第19号 議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに  
関する小委員会委員長報告について

協議案第5号 新自治体の名称について（継続協議）

協議案第6号 新自治体の事務所の位置について（継続協議）

協議案第24号 条例・規則等の取扱いについて

協議案第25号 公共的団体等の取扱いについて

協議案第26号 補助金・交付金等の取扱いについて（提案）

協議案第27号 消防防災関係事業の取扱いについて（提案）

協議案第28号 障害者福祉事業の取扱いについて（提案）

協議案第29号 児童福祉事業の取扱いについて（提案）

協議案第30号 生活保護事業の取扱いについて（提案）

協議案第31号 市（町村）立学校の通学区域の取扱いについて（提案）

協議案第32号 学校教育事業の取扱いについて（提案）

協議案第33号 文化振興事業の取扱いについて（提案）

協議案第34号 コミュニティ活動の取扱いについて（提案）

協議案第35号 社会教育事業の取扱いについて（提案）

その他

5. 閉会

開 会 13:30

事務局長 皆様本日はお急がしのところ、お集まりくださいませ大変ありがとうございます。定刻になりましたので、ただ今から第7回田沢湖・角館・西木合併協議会を開催いたします。始めに佐藤会長よりごあいさつを申し上げます。

会長 第7回目の合併協議会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

紅葉の時期に、今日、駒ヶ岳に白い雪が降ってきたという状況でありまして、何かと寒くなつてまいりました。また、ご案内のように、稲作の方はなかなか厳しいようでありました。そうした、県内の合併協議会の関係についても、毎日のように、新聞にいろいろな角度からの報道がこの頃、されるようになってまいりました。いろいろな案件についてご審議をお願いを申し上げる所でありまして、どうか継続の審議につきましても、この後それぞれお話をいただいたように進めておもいますので、よろしくお願い致しまして、一言開会のあいさつにかえさせていただきます。どうも、ごくろうさまでございます。

事務局長 ありがとうございます。それでは早速会議に入らせていただきますが、本日の欠席委員は、角館町の小林一雄委員であります。議事は会議次第によりまして進めさせていただきます。会議の議長は合併協議会規約によりまして、会長が努める事になっておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、毎回お願いいたしておりますが、会議中の委員の発言につきましては、マイクをお渡ししますので、町村名とお名前をおっしゃってから発言されますようよろしくお願いいたします。

それでは会長、議事の方をよろしくお願いいたします。

会長 それでは、早速会議に入るわけでありまして、ただ今事務局長より報告ありましたように、欠席されている方が1名でございますので、他は全員の出席でありますので、この会は数に達しております。それでは、第7回田沢湖・角館・西木合併協議会を開会いたします。

始めに、会議運営規則第6条第3項の規定により、会議録署名委員3名を私から指名することになっておりますので、指名させていただきます。会議録署名委員の方を、田沢湖町、細川雪子委員。角館町、三杉真紀子委員。西木村、佐藤雄孝委員を指名いたします。

それでは、議題に入らせていただきます。最初に報告第19号議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会委員長の報告についてを議題といたします。小委員長より報告をお願いいたします。山本小委員長よろしくようお願いいたします。

山本委員 それでは私の方からご報告させていただきます。報告第19号議会議員及び農

業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会委員長報告について。

平成15年6月27日開催の第3回合併協議会で付託された議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会の検討結果について、委員の皆さんのお手元に配布しております、報告書に基づき報告いたします。

議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会検討結果報告書。平成15年10月24日、田沢湖・角館・西木合併協議会会長田沢湖町長佐藤清雄様。議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会委員長山本陽一。平成15年6月27日開催の第3回合併協議会で付託された議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会における検討結果について、小委員会設置規定第7条の規定により次のとおり報告します。

1．付託された協議事項ですが、協議案第10号議会議員の定数及び任期の取扱い。第11号農業委員会委員の定数及び任期の取扱いでございます。

2．会議の経過についてですが、第1回から第4回までについては、協議会で報告致しておりますので、省略させていただきます。

第5回についてご報告申し上げます。報告書の4ページをお開き下さい。第5回的小委員会は10月10日午後1時30分から西木村総合開発センター農林研修室で開催しております。協議内容は(1)番として、議会議員の定数及び任期の取扱いについての最終検討。

(2)番、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについての最終検討。(3)番として、合併協議会への報告内容検討、最終確認についてでございます。協議経過等についてでございますが、第5回会議では、委員会開会后、ただちに議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについての最終検討を行っております。今まで、4回の協議結果を踏まえ、各委員からそれぞれのご意見を伺い、別紙のとおり小委員会の意見を集約し、小委員会を終了しております。小委員会の協議結果についてですが、小委員会としての調整内容は、議会議員の定数及び任期の取扱いについては、別紙1、6ページでございます。小委員会としての調整内容、上記選定理由を朗読します。

協議案第10号議会議員の定数及び任期の取扱いについて。小委員会としての調整内容。3町村の議会議員は、市町村合併の特例に関する法律、第7条第1項の規定を適用し、平成17年10月31日まで引続き新市の議会議員として在任する。新市の議会議員の定数は24人とする。上記の選定理由でございます。在任特例の適用について。合併後の町村の均衡ある発展に配慮するには、旧町村の議会議員の一定期間在任し、地域住民の声を反映させる必要があります。旧町村の議員は概ね各地域から選出されており、地域住民の声が十分に

届きやすくなります。しかし、原則を適用すれば、定数が大幅に減るため議員不在の地域が出てくることも考えられます。

新市設置時、首長、議員が共に失職し、同時選挙となった場合、行政運営、サービス等において住民が合併時の混乱を招く恐れもあり、これらを防ぐためにも旧町村の議員は必要と思われます。

また、旧町村から新市に引き継がれる最初の予算審議、旧町村の決算にも関わり、新市の行政運営を見届け、新しいまちづくりを円滑にスタートさせる必要があります。これらを考慮し、小委員会としては、市町村合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し旧町村の議会議員が一定期間在任することが適当と判断しました。

平成17年10月31日までの在任期間についてでございます。特別職が失職する中で、議員のみが特例制度を適用し長期間在任することは、財政上の問題もあり住民の理解を得られないと考えられます。先進事例でも、おおむね1年位の在任期間が多いことや、原則を適用する合併協議会も増加しております。

新市の最初の予算審議、また、旧町村の決算にも関与でき、在任特例のメリットを生かすことができる最短の期間、さらに、定例会の時期及び選挙の時期等も考慮し、総合的に検討した結果、小委員会としては、平成17年10月31日まで在任することが、適当と判断しました。

定数24人ついてですけれども、新市の法定上限定数は26人ではありますが、同規模の人口3万人以上4万人未満の全国自治体の議員定数状況は、22人以下が8割を超えており、議員定数の削減が全国的な流れとなっております。しかし、合併という特殊事情並びに行政規模の問題、さらに合併当初は新市の一体感、均衡ある発展を進めることが必要であることなどを考慮し、総合的に検討した結果、小委員会としては、将来はさらに削減する必要があるとしながらも、定数24人が適当と判断しました。

次に、農業委員会員の定数及び任期の取扱いについて。別紙の2、8ページでございます。小委員会としての調整内容。上記選定理由を朗読します。

協議案第11号農業委員会委員の定数及び任期の取扱い。小委員会としての調整内容。3町村の農業委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第34条第1項の規定を適用し、平成17年7月19日まで新市の農業委員会として存続する。その後、一つに統合し、旧町村の区域とする3つの選挙区を設けるものとする。選挙による委員の定数は20人とする。各選挙区ごとの委員の定数については、合併時まで調整する。

上記選定理由でございますけれども、農業委員会等に関する法律第34条第1項を適用し、

平成17年7月19日まで新市の農業委員会として存続し、その後、一つに統合することについて。行政の効率化の観点から新市施行後新たな委員定数で1つの農業委員会を設置することが望ましいと考えますが、設置選挙を行った場合、約2ヶ月間、「農地の競売適格証明」、「耕作証明」等の証明事務や農地法の許認可事務が滞り、住民サービスに支障をきたす事が危惧されます。そういうことから、現在の農業委員の任期である平成17年7月19日まで、3町村の農業委員会を新市施行後もそれぞれ引き継ぎ、任期満了後新たに新市に1つの農業委員会を設置することが適当と判断しました。こうすることにより、約4ヶ月間旧体制で証明事務や許認可事務を行うことができるとともに、その期間内に住民周知等が行え、事務の停滞がおこらないと考えます。これは、3町村の農業委員会からの要請でもあり、小委員会としても適当と判断しました。

選挙による委員の定数を20人とするについて。選挙による委員の定数が20人を超えると、農地部会を設置する必要があります。農地部会が設置されると、農地の異動に関する許認可、利用関係の調整、交換分合等の事務を総て農地部会で行うことになり、定数を法定上限の30人とした場合、農地部会以外の選挙委員15人が協議、審議に加わる機会がなくなることから、農地部会を設けず全員が今までのように、法令の審査等に当たった方がよいということや、合併による経費の削減、農家戸数等を配慮し、小委員会としては、20人が適当と判断しました。

旧町村を区域とする3つの選挙区を設けることについて。農業委員は、農家や農地の事情把握が必要であり、担当区域を設けて地域に密着した活動を行っており、選挙区を設けず選挙を行って、地域的に片寄りが生じた場合、サービス低下を招く恐れがあります。そういうことから農業委員会の特性として旧町村を区域とする3つの選挙区を設け、バランスよく各地域から選挙による委員を選出することが望ましいと考えます。これは3町村の農業委員会からの要請でもあり、小委員会としても適当と判断しました。

選挙区ごとの定数については、合併時まで調整することについて。各選挙区の委員の定数は、選挙人の数に比例して条例で定めることとなりますが、毎年3月31日で選挙人名簿が確定することから、合併時まで調整することが適当と判断しました。

以上が私達に付託されました協議案第10号議会議員の定数及び任期の取扱い。協議案第11号農業委員会委員の定数及び任期の取扱いの小委員会の調整内容とそれぞれの理由でございます。なお、この調整案の作成までに議会議員については、原則定数特例、在任特例の3つの選択肢の中から、最近の事例等を参考に検討いたしております。定数については、同規模の市の状況や定数減の大きな流れ等を参考にし、検討した結果でございます。

農業委員会についても同様に3町村の農業委員会の要請書や先進地事例を参考にして小委員会で検討したところでございます。

また、報告書には記載されておりませんが、議会議員の定数及び任期の取扱いについて、これまで協議の中で各委員からのいろいろな意見がございますけれども、若干述べさせていただきたいと思っております。いろいろな意見の中で原則とおり市長選と同時に設置選挙を行うべきではないか。それから、在任を適用する場合も在任期間はできるだけ短くし、在任期間の報酬も原則の場合の総報酬内にしてほしい。設置選挙を行うべきと主張している議会があることに配慮すれば、在任期間を長くすることはできないのではないかと。2町村の議会事務局議員の任期である、平成17年9月29日頃が適当ではないか。等の意見もございましたが、小委員会委員の意見は、在任期間は、長い人で1年、ほとんどの委員が7ヶ月ということであり、設置選挙という意見もありましたが、在任特例を適用することとし、平成17年10月31日という提示をしております。

また、議員定数については、合併当初は、法定上限の26人とし、その後各自治体の例により、議員自らが減じていくのではないかと。合併という特殊な事情を考慮し、旧町村の議会議員が大幅に減少することから、合併後最初の選挙は、議員定数上限の26人がよいのではないかと。合併当初は26人、段階的に減じて22人とするべきでないかと。合併当初から少ない定数にするべきでないかと。合併当初は26人とし、段階的に減ずるというが、一旦スタートした場合、減じることはなかなか難しいので、当初から減じて定めるべきでないかと。等の意見もありましたが、小委員会としてはいろいろな意見を総合的に判断し、委員の意見も多かった24人ということ提示をしております。その他、見える議員活動をお願いしたい。これは要望でございますけれども、そういう活動を期待したいということです。住民の声を聞くなど、議員活動をきっちりやっていただきたい。そのためには、議員活動に対する助成も必要と思うので、政務調査費等の充実をお願いしたい。ただし、議員定数を少なくして。等の意見・要望がありました。

以上で報告といたしますが、私達に課せられた任務は、この案件が確認されるまででございますがこの報告で一応の任務が終了したものと考えております。

5回にわたり各委員から建設的なご意見ご提案を賜り、また、各議会議長及び農業委員会会長よりも出席いただきご意見を伺うなど、皆様のご協力により小委員会の最終報告ができましたこととお礼申し上げます。

この案をもとに検討され、次回には提案がなされると思っておりますが、よろしくご検討くださるようお願い申し上げます、小委員会の最終報告とさせていただきます。

会長 ただ今、小委員長さんから審議の過程、内容等ご報告をいただきました。委員長さんを始め、委員の皆さんにはご苦労でした。あらためて敬意を表したいと思います。ただ今報告がありました。これは協議事項ではございませんが、ただ今山本委員長より報告にありましたように、第10号、第11号はそれぞれ、最終報告を一括して報告をいただいたところであり。これに対して、このご報告に対し、委員の皆さんからご意見等いただいて、なおこの案件は次の定例の協議会に提案をしてご審議をいただくという内容になるわけであり。委員長の報告に対して、特にあるとすれば、この後協議はするわけであり。委員長の報告でございますので、ありましたらそれぞれご質問等いただきたいと思います。はいどうぞ。

熊谷委員 議員の任期並びに定数の取扱いについてであります。私ども角館町としては、お願いをしましりましたが、それらが受け入れられないままに委員長報告という格好になっております。私一つお聞きしたいのですが、ここに予算決算の問題、あるいは議員不在の期間が長くなるとか、こういうことについて羅列されておりますが、それはおそらくそのようなご心配の中でお話し合いがなされたと思っております。むしろ私はこの報告の中で特例を適用しないですぐ新市に以降する為の知恵と工夫の話し合いがなされたのかどうか。心配事は沢山ありますが、そるべきものはするというスタンスに立ってこの合併協議会に臨んでおりますが、すぐ首長選挙と同じく議会選挙も実施すべきだと。そのためにはこういう工夫が必要ではないかというそうした視点から、お話し合いがされていないようでありましたので、これについてももしご答弁がありましたら聞きたい。この案を持ち帰ってさらに協議を深めますが、この点についてひとつお答えいただきたいと思います。

会長 ただ今、ご質問ございましたが、委員長さんから今の件について若干、補足的な説明があるとすれば、お願いしたいと思います。持ち帰って審議をするということの考え方で若干触れていただいて。審議は後になりますけれども。お願いいたします。

山本委員 この件に関して、先ほど報告いたしましたとおり、いろいろ審議しましたけれども、委員会自体の、委員会皆さんの意向でございますので、その点よろしく判断願いたいと思います。

会長 ただ今の答弁でいかがでしょうか。他にございませんか。

田口（喜）委員 角館の議長と全く反対な形の中でご質問を申し上げたいのですけれども、いずれこの小委員会に3町村の議長が出席して議会の考え方を述べた訳であります。その時に、委員の中になぜ議会から代表が出なかったのかというこのとの質問をいたした訳ですけれども、いずれ小委員会が設置してしまいましたので、もう元に戻さないという

ようなこともありました。しかしながら、小委員会の委員の中には私が発言したことに、かなりの方が同意をして下さったわけでありませぬけれども、まずそういうことも含めまして、うちの方の田沢湖町の議会では、この在任、あるいは定数ということでご意見申し上げた訳でありまして、その一つ一つとらえていけば良い訳でありませぬけれども、この提案の理由について、在任についてですけれども、この中では先進事例を見ますと、この中では1年というのが1番多いという、そういう中で今回は7ヶ月という在任でありました。私どもでは1年6ヶ月という提案を申し上げたわけでありませぬ。その理由といたしましては、我々13年の選挙のときには合併というこが、このように進んでおりませぬでしたので、住民に合併と言うことを説いて選挙をしたわけではないということ。それから、なんと言っても3町村というのは、非常に面積も大きい。いわば1,000平方キロメートル以上ある。この大曲仙北を二つに割っても私たち3町村の方が面積が広いというような、そういうこともありまして、やはり住民の隅々まで説明をしてご理解をしていただくには、合併後にあまりに短ければ、公平性に欠けるのではないかとというような意見も多々出されたわけでありまして、いずれこういう大変難局な時期に合併ということでありませぬので、やはり、ソフトランディング出来るような形が一番望ましいのではというようなことを申し上げたのですが、そこらへんは。それからもう一つ財政のことも非常に言われました。もし財政のことを申し上げるのならば、別の方法もあるのではないかとというようなことも、ご意見申し上げたのですが、そういうことも協議いたしましては委員長の方から発言を願いたいと思ひますし、また定数の24名ということですが、ここに理由について人口3万人から4万人というのは、22人以下が8割を超えているというようなこともありました。これはおそらくデータというのは今まで、市制を担ってきた所ではないかと。これから新しく合併をして市制になる所では、この、いわばデータとして参考として使った資料ではないのではないかと気がいたしてならないわけでありませぬ。当町の場合も当初26名でありませぬし、今20名でありませぬ。そういう形の減じ方の仕方も検討されたのか、先程意見として申し上げましたけれども、そこらへんも、もう一度もし出来ませぬたら、ご説明、発言いただければと思ひます。

会長 小委員会の報告事項であるわけですが、今の質問で若干お答えなければとすれば、この後、協議会でいろいろ進めるわけですが、どうぞ。

山本委員 田沢湖町さんの今、議長さんに言われましたけれども、そういう観点から小委員会として検討した結果でございますし、この結果についてこれから協議会で提案されたことにつきまして、議論していただきますように私からお願いしたいと思ひます。

田口（喜）委員 そうすれば、うちの方の議会も角館町さんと同じように、持ち帰りまして、協議案件につきましては協議をしてまいりたいと思います。

会長 ただ今、角館町さん、田沢湖町さんの議長さんからただ今のようなご発言がなさいましたが、協議会での小委員会に審議をいただいて報告をいただくというふうになっておりますので、この報告事項につきましては、改めて先ほど申し上げましたように、次の定例協議会にご提案して、この中で各委員の皆さんからご審議を願う。そしてまたご発言にありますように、それぞれ持ち帰ってご相談をされるにも伺ったわけでありまして、そういうふうな取扱いではいかがでしょうか。最初に申し上げたとおりでございますが、そういうふうで。他にありますか。なければ最初に申し上げましたようなことで、次の場でご協議を願うということにいたしたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

会長 異議なしということでありまして、この報告につきましては、ただ今お話ししましたように次の場でご協議をお願い申し上げます。

次に協議案件第5号新自治体の名称について（継続協議）を議題といたします。新自治体の名称については、先の第6回で提案を申し上げて参った所でございますが、それぞれにおいてご発言を頂き、議会の皆さん方からは、それぞれ持ち帰ってご協議を致したいという内容もありましたので、特にこのことについて最初に各議会の議長さんの方から、そうした内容の結果についてご報告を頂くということに致したいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議無し」と言う声あり）

会長 異議無しということでありまして、各議長さんからご報告を頂くと。なおその後、行政側と致しましても、それぞれ、その後、各地域の住民に説明会等を開催しておるところでございますし、そういう内容も含めてご報告を願いながら進めて参りたいと思いますので、この点も皆さんにお話を申し上げてご了解を頂きたいと思いますがいかがでしょうか。

いいですね。それではそういう順序で最初に進めて参りまして、その後委員の皆さんからご発言があればいただくことに致したいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。この後委員の方々からもご意見は頂戴致しますので、最初にそういう順序で進めて参りたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、議会議員の議長さんから報告をお願いいたしますので、最初に田沢湖町議長さんからお願い申し上げます。

田口（喜）委員 それでは、9月26日、第6回法定協議会に提出されました、協議案第5号につきまして、当議会に持ち帰りまして10月8日に合併特別委員会を開催し、新自治体の名称に関する協議をいたしました。当日は各議員より考え方について発言がなされましたので、その意見を申し述べたいと思います。

1つ目の意見として、田沢湖市もしくは角館市。どちらか単独の名称で議論すべきだと思うという意見がありました。2つ目としては、新しい名前を公募すべきだという意見。3つ目としては、今回の首長提案のプロセスに反対するという意見。4つ目は、合併に対して反対するという意見。5つ目は、消極的な賛成者も含めてですけれども、連ねることも良いという意見。ただし、語呂からいっても田沢湖が先の方が良いという意見です。最後に6つ目の意見として、今回の提案を受け止めて、西木村への配慮が必要であるとの意見も出されました。以上意見を集約しますと、田沢湖と角館を連ねると言う第6回の合併協議会の提案に対して、一定の結論が出るまでには至らなかった所であります。その中で、西木村さんの配慮の中で理解が得られることが出来た場合の意見も含めると、提案に対して、理解を示す方が半数になるのではないかと思います。以上が田沢湖町議会での新自治体の名称に関する意見であります。以上、報告と致します。

会長 ありがとうございます。それでは、角館町の議長さんからお願いいたします。

熊谷委員 それでは、角館町の議会の考え方を申し上げたいと思います。首長提案でありました、連ねる事については、それぞれの首長の提案であり、重く受け止めなければならないではないかというような、全体の空気がございました。当議会の特別委員会では、そういったことを考え、慎重に協議を進めてまいりました。会議の様子は先の協議会における当協議会委員の各発言を紹介して頂いてから、協議に入りました。田沢湖角館の連称による新市の是非について、各委員から発言を求めました。出席委員は18名であります。その結果、合併の難しさ。ましてや新市名称について、平等、公平、そして将来におけるまちづくりの為に、首長提案に対し止むを得ない選択という結論に至っております。この結論の導き方は、議員一人一人から発言を求めた結論でありますことを申し添えたいと思います。具体的な内容と致しましては、合併そのものに反対であるという方が一人でありました。さらに西木村を含めた方法は無かったのかという、いわゆる配慮の問題でありましたが、それをクリアする為には公募よりないのではないかというご提案があつて、反対という受け止め方をさせて頂きました。最善ではないけれども、次善の策として止むを得ないということが16名でありました。以上の事をご報告申し上げますが、当角館町議会としては、当協議会そのものの進展を求める上から、止むを得ない選択であるということに

結論付けておりますので、どうかひとつ、角館町議会のこうした決定に対する各協議会委員のご理解とご協力を求めたいと思います。終わります。

会長 ありがとうございます。それでは次に西木村の議長さんからお願いいたします。

佐藤（宗）委員 西木村の佐藤でございます。名称を連名とする提案につきまして、西木村議会の協議した内容につきまして、ご報告申し上げます。この件に関しまして、全員協議会開きまして、この件に関してだけ開きましたけれども、個々の議員の方々に意見を求めております。名称につきましては、地理的位置とかいろいろ言われております。地域的特性を全国にイメージできる名称とする。また、観光産業を活かしながら北東北の拠点を目指すということにつきましては、異論は無いわけでございますけれども、対等合併であるという考え方からすれば、新市として発展するにふさわしい、全く新しい名称にするという最初から言ってきたことでもあります。ということをご皆さんおっしゃっていただきました。3町村長から提案されました、連名とする名称につきましては、同意ができないという方が大多数の状況でございます。以上報告いたします。

会長 ただいま、3町村の議長さんから報告を頂きました。そうしたことについては、報告として委員の皆さんそれぞれ、受け止めていただければありがたいなと。それでは次に行政側の方として、現在までそれぞれ住民との対話の関係について、ご報告を致したいと思っておりますので、それについては各町村の助役の方からそれぞれ報告をさせますので、お聞き取り頂きたいと思っております。それでは最初に田沢湖町の助役から報告をさせます。

高橋委員 田沢湖町の助役の高橋でございます。私から田沢湖町における住民説明会についてご報告申し上げたいと思っております。町では4月1日の3か町村の法定協議会の発足におきまして、5月に1回、町内6箇所におきまして、地域座談会を開いてきた訳であります。今回9月26日開催の第6回合併協議会で新自治体の名称についてと新自治体の事務所の位置について提案なされたことにおきまして、この提案の内容を町民の方々に説明する為に懇談会を開催しております。懇談会は10月10日に町内の各種団体長や行政委員会の委員。町の職員、町議会のOBの方々に出席を頂きまして、町村合併懇談会を開催したのをおわきりに、旧町村単位ということで3箇所で地域懇談会を行って、出席者は合わせて115名の参加がありました。懇談会では新自治体の名称と事務所の位置。あるいは新市将来構想の素案について、プロジェクターを使って映像での説明を行ったわけでありまして、その中で連ねる事の提案につきましては、重ねた名称が全国的にも見られるので、賛成という意見が各会場でありました。それとともに、田沢湖、角館、どちらを先にするのかという質問や、長すぎるということであれば、市名に続く住所の表記

部分を短くするなど工夫をすべきであるという意見もございました。さらに、新市名については公募すべきでなかったか。あるいはアンケート調査をすべきでなかったかとの意見も出されております。また、合併の新市名、あるいはその他については、お互いに譲り合いの精神で話し合いをするべきというような意見も多く出てました。意見集約という格好にはなりません、こういう意見が出ておりました。それから、事務所の位置については、現在の各町村の庁舎を有効活用する為に、分庁舎方式によるということで、説明申し上げております。参加者からは名称問題にしても、合併の進め方にしても、住民参加の場が少ない。あるいは、住民説明会の場をもっと多く持つべきだ。あるいは、若い人の参加が少ない。もっと住民に分かりやすいような説明をして欲しいというようなことが、この場で出されていたわけでありましてけれども、これからさらに町内の地域座談会等を開催しながら、住民の理解を伺って参りたいとこういうふうに思うわけでありまして。以上が住民説明会の内容であります。以上です。

会長 ありがとうございます。それでは次に角館町の助役さんの方から。

田口（勝）委員 角館の田口でございます。角館町の取り組みの内容についてお話を申し上げます。地域懇談会につきまして、地域懇談会という名称をもって、今回説明会をした訳でありますけれども、4日間にわたり、4箇所を実施いたしました。約270名の方が参加を致しております。その中でいろいろ交わされた発言内容についてでありますけれども、連称について反対という立場での協議の中には、まず1つは、先ほど来出ておりますが、西木村への配慮が不足しているのではないかとということ。それから、名称があまりにも長いということ。それからさらに、公募すべきでなかったかという意見。さらには、新市でスタートするわけでありまして、全く新しい名称で良いのではないかとということと、最後に安易に妥協すべきではないのではないかと。という意見等が、おもな連称について反対の言葉であります。賛成の方のお話といたしましては、角館という名前を連称であっても残すべきであるという考え方。それから、町議会や、議会における協議の結果であればそれは尊重していかなければならないのではないかとということ。それから、皆さんに受け入れられる市名というのはあまり簡単には出てこない。したがって、連称も止むを得ないのではないかと。こういう賛成側の意見等が入っております。さらに、新市名の提唱ということで、仙北市という名称はいかがなものかとということと、新北浦市、こういう名称も良いのではないかと。という意見等も出ておりますので、参考に申し上げておきたいと思っております。角館町としては、民意がもっと反映される状態での協議会であって欲しいという要望が非常に強かったわけでありまして、さらに私どもとしては町民の声を聞く為時間を貸して

いただきたいというふうに考えております。その時間を貸していただく対応と致しましては、町は連称についてこれからさらに各種団体、とりわけ観光に係る業者あるいは、社共や体育団体等、新市名を冠とする団体の意見を聞いてみたいということで、私ども、もう一度これらの意見を聴取したいというふうに考えております。また、民間代表の委員の方々につきましても、3人でそれぞれ企画して、町民の意思反映策をそれぞれ取り組むということで、時間をもう少しかけてみたいという協議結果になっております。最後にでありますけれども、本日出席しております合併協議委員の中でありまして、3町村の合併を成立するには、連称しかないという3町村長の提案について、受け入れる事は出来ないという考え方の委員が2人でありまして、その他につきましても、これは止むを得ないといいますが、連称で良いのではないかという意見であります。2対6と言う形で、連称受け入れOKと言う方と、連称についてはやっぱり困るという、意見集約を致した所でございます。それから、1人の委員の方からは、協議の現状から行って、もう1度単独市名ということについても、再検討しては良いのではないかという意見もありましたことを申し沿えて報告いたします。

会長 ありがとうございます。それでは西木村の助役さんからお願いいたします。

佐藤（雄）委員 西木村の助役の佐藤と申します。新市名称提案後の住民説明会等も含めてご報告をいたします。

第6回の合併協議会での新自治体の名称を、田沢湖と角館を連ねる提案を致しました。その段階で、当協議会での経過報告と新市名の提案内容を説明しながら、住民からの意見等を集約し、今回の協議会に臨む準備を進めて参りました。しかしながら10月9日に本村の合併特別委員会において、提案にいたるまでの経過と、提案内容について説明を致しました。ただ今、議長からのお話がありましたように、連称の名称についての、理解が得られず、急遽、地域住民への説明会を中止した次第でございます。当協議会への提案した以上は、住民への説明は必要不可欠であり、それに対しての意見や提言を聴取する必要があることから、今回の協議内容も踏まえた上で、今後各種団体長への説明、そして、集落座談会の開催等実施する計画でございます。その中で出された意見や提言等集約し、次回の協議会で報告させていただきますので、なにとぞ時間のご猶予を頂きたく、お願いを申し上げます。終わります。

会長 ただ今、それぞれの町村の内容等ご報告を頂きました。それぞれ時間を貸していただきたいという考え方を、ただ今お話になりましたので、この後の取扱いについてを、そういう方向性というものを、充分考えていかなければならないと思うわけでありまして。

委員の方々の協議をへて、ご意見を他の委員の方々からも頂戴しながら、協議会の進め方についてお謀りをしてまいりたいと思いますので、各委員の方々から、ただ今の報告を踏まえて、ご質問等頂戴をいたしたいと思います。よろしく願い申し上げます。

みなさんから、議会側からと行政側から、それぞれ報告いたしましたが、委員の方について、ご発言がありますれば承りたいと思いますが、各方々からそういう説明なり、そういう機会を持ちたいという内容のお話がありました。この取扱いについて、いわゆる、そういう、住民の説明というものを大事にするということも、私ども提案をいたしましたが、それぞれの考え方を承って、進めていく事も大事かなというふうに受け止めた所でありました。この取扱いについて、ある一定の期間を設けて、私はいつまでもこのままの状態では伸ばしていくということよりも、あるそういう時間を若干得て、臨時協議会を設けて、それぞれの報告を得て審議をするという形をいたしたいと思いますが、私から今ここで委員の方々のご報告を、ご質問を承りながら、お話していくのももっともだと思いますが、そういう考え方について、皆さんにお謀りして、これについてご質問がいただければ、議会の方々と行政側については、それぞれのお話があった訳であります。このことについて、ひとつ…。はい。

稲田委員 田沢湖の稲田です。それぞれの形の中で、時間が欲しいとか、問題の先送りに捉えた訳です。皆さんの声を聞くことも確かですけれども、やはりこの法定協議会で1つの方向を皆に聞いて、その方向に動く事も、私は法定協議会の責務だと思います。ただそれからもう一つ。どこの議長方、あるいは助役さん方からお話聞いても、もう一度、いわゆる、公募すべきではないかというような声が、非常に私は多いのではないかと思います。私たちが決めた1つの規約でありますので、いわゆる、その名前の中から選ぶということで、私ほんとに法定委員の一人として、しのび難い訳なのですが、やはり、もう一度原点に戻して、公募方式とかをとるのも、1つの選択の1つではないか。そのことについては、法定協議会の委員の方々も、いろいろ手をつくしたので、そのことには、納得してくれるのではないかと考えておりますので、うちの方の会長が提案する前に、このこともひとつ、皆さんに論議の対象にして頂ければ大変ありがたいと思います。

会長 ただ今、ご発言がございました内容についてと、前段に申し上げましたものを含めて、委員の方のご質問を頂戴したいと思います。

熊谷委員 かねてから私は、議員の定数及び任期については、当町の都合をもって、早めに決定して欲しいと言うことを申し上げてまいりました。私どもは、年を明けるとまもなく改選ということになります。協議会に出ている私どもは、大体の想定の中で進める訳

ですが、新たに出られる方々には大変に感心の高い事案だと思っておりますので、どうか臨時協議会のおりには、この問題についても、少しずつでも結構ですので進められて、年内に完結されるようお願いしたいと思います。それから、稲田委員からお話ありました公募については、私は反対をいたします。協議規約の中で私どもはじっくりと思案して参りましたので、また、この問題が数ヶ月前に遡るような、そういうような悠長な進め方では、17年3月というところには、到底、到着しないのではないかという心配からでありまして、もしそれに対して、3首長さんに妙案がありましたら、それはお任せしますが、今ここで協議するのは、いかがなものかと思えます。

武藤委員 ただ今、稲田委員、それから議長さんから、2つの問題が出ておりますけれども、そうなりますと、お伺いしたいのは、私たち委員会が提案しておりました、角館市、田沢湖市、その他の市があります。これと、首長さんが出した連帯の市と、4つないし5つが選択肢の中に入っているというような解釈で良いのですか。それとも、これ以外に、委員会が出したものは、もう無いのですよと。そのへんが、はっきりしない。議事のもっていき方が。

会長 私から、ただ今の質問の件について、沢田委員さんから、第6回目の最後の方で、このことのご質問がありました。門脇さんから。その段階のお答えでは、連ねる提案を致しましたので、その他のことについては、無くなるという事なのですね。新しいものを提案したということでもありますので、そういう点について……。ただ今の私の報告を、そのときの回答をもう一度お話し上げます。門脇委員さんからは、今回出された連ねる名前、前回の単独名称、新市名の中から新市の名称を決定するのかというご質問でございました。これに対して、これまで出された名称を活かすことで、いろいろ議論をしてきた。そして、今回は連ねた名前を提案をしたと。それで、提案の理由で申し上げたように、そういうので提案を致しましたので、ご理解をいただきたい。という回答をさせていただいておりますので……。

武藤委員 はい。分かりました。あなたはそういう回答をしたと思っているでしょうけれども、他の委員方には相談しておらないでしょう。私は聞こえなかったのですよ。こういうふうに、あなた達が今まで委員会に出したのはこれをもって終わりです。私たちの連なったもの以外はだめですよということを、あのとき皆に諮らなければならなかったのではないですか。一人で決めたってしょうがないじゃないですか。

会長 一人で決めていません。3人で、ご承知のとおり……。

武藤委員 委員会に諮りなさいと言っているのですよ。

会長 提案をさせていただいた訳であります。提案を。それに対するご質問でございますので、その提案についてはただ今申し上げましたように、こういうことで連ねた名前で提案をしたということでございますので、この点はひとつご理解を頂きたい。

(「休憩して下さい」という声あり)

会長 暫時休憩します。

(休憩) 14:34

(再開) 14:58

会長 会議を戻しまして、休憩中でありましたが、いろいろ、委員の皆さんからご発言を頂きました。ただ今、西木村長さんから、そうした事を考えあわせて住民の説明会等をまとめて開きながら考え方を、提案者として申し上げたいという考え方をご発言いただいた訳でありますので、私どもは、それはそれとして受け止めていかなければならない。何しろ私は、それによって日を延ばしていくということは、できるだけ避けなければならないのかなど。そういうことで、先ほど若干触れましたが、定例会よりも、むしろ臨時協議会をそういう日程とあわせて開催して、今おっしゃるような審議をもう一度させていただければという考え方で、各調整やいろいろなものを総合して、そういう考え方でご提案をしながら、皆さんのご審議をお願いしようということではありますが、この中でご質問も2、3でした。しかし、そういう考え方で、改めて皆さんにお謀りをして、そして、それが皆さんが了解していただけるとすれば、改めて臨時の協議会を開いて、そしてこの件を継続してまいりたい。こういう考え方ですので、この点について、ご理解を、というよりも皆さんからご発言をお願いしたいと思います。

沢田委員 角館の沢田です。今、西木の議会では、大多数、ほとんど連ねる名称ではだめだったという報告あったわけです。先ほど、西木の村長さんから話がありましたけれども、これは各議会で、審議をいただいて議決をいただければ合併までに至らないわけです。だとすれば、西木の副議長も話しておりましたけれども、また持ち帰っても同じ結論しか出てこない。だとすれば提案した3首長さんがこれをどうするかというのは、首長さんの考え方だと思いますけれども、このようになって、また時間をかけて持ち帰ってもらうというような考え方なのですか。そこらへん整理してお話していただいけませんか。

会長 ただ今のご質問にありますように、西木の田代村長さんから、もう一度そういう協議を、説明をしていきたいという、このことについて、しからば、むしろ今日のこの中

で、それを受けないでいくということについては、やはり私はそういう、真摯に受け止めて、ある一定の期間、時間を取るということが、私は大事だと。結論はどういうふうになるといたしましても、いずれそういう考え方で提案いただいて、これをこの場で、私ども提案者。そしてまた、皆さんのそれぞれの発言があるけれども、そういう時間というものを設定して次の審議をするということが私は望ましいのではないかと。こういうふうを受け止めて、いろいろお二人の話をお聞きして今申し上げたいいろいろな事を、提案をさせていただいているところであります。会長の考え方というよりも、3人で、そういう申し入れを受け、これは当然私は受けて、皆さんにお話をしながらご理解をいただき、そういう期間を設けていくというのが大事でないか。そういう考え方ですので。会長が単独でこうだと言うことではなく、ただ今の発言を重要視してこれからの協議をしていかなければと、認識したわけであります。

はい。どうぞ。

藤井委員 そちらから提案頂いた件に対して、角館、田沢湖町の方ですけれども、連ねた名前が反対という方が、そういう意見が一番最初にあがっております。先ほどから聞いておりますと、会長さんは、理解いただきたい、理解いただきたいとばかり言っておりますけれども。会長さんにお聞きします。理解いただきたいということは、時間を延ばして、期間をおいて、それで名前に対して理解をいただきたいと話しておりますけれども、私たちが理解しなければならないのは、連名に対して、理解をいただきたいということですか。それとも、今まで出てきた意見に対して皆で話して、皆で理解し合おうという意味なのか、そこがちょっと、私難しい言葉は分からないのですけれども、そこらへんをはっきりしていただきたいと思います。

会長 何回か申し上げておりますけれども、提案した内容を今、説明をしていきたいという、私は申し入れと言うふうを受け止めてます。

佐藤（雄）委員 先ほど、私の村の事情をお話しました。というのは、角館さん、田沢湖さん。住民に対する説明、意見集約したようではありますが、先ほど私が報告したとおり、議会との関係で、1回も名称についての集落に対する説明をしておりません。今、本村の議会の意見、考え方というのは、皆様方重々理解したと思います。それも含めながら、やはり住民の方々へ、本村は今現在このような状況になっておりますよと、説明をしていく為に若干の時間を下さいということですので、どうかひとつご理解をいただきたいと思います。

伊藤委員 うちの方の助役から今、住民に説明する時間をくださいということだったの

ですが、角館さんも、田沢湖さんも住民に説明会を開いて、200人とか、300人とか集まって説明を受けたいのなのですが、我が村でも厳しい状況ですから、沢山の方が集まってくださって、この状況を聞いてくださるかも分かりませんが、まだ本当の住民の声が説明会で得られるのかどうか、大変厳しいものがあると思います。それで、先ほどの各議長さんの、各町の状況を聞きますと、公募という声は何人かづつ、両町にもあったようですし、我が村の方にも、公募によって決めるならばというような声も大変大きいわけですから、この次の協議会までは、公募も含めて各町村で議会で検討して欲しいと。連ねる名前にプラスして公募もどうなのかと、そこらへんまで一步突っ込んだ形を提案していただきたい。お願いいたします。

会長 副会長より説明をさせます。

太田委員 公募につきましては協議会で何回も出てきております。前回私どもが提案した継続協議の中での、なぜ公募しないというのは、皆さんの協議の中で、第3回合併協議会の時にも公募は行わないということで確認を皆さんでしていますので、そこらへんをもう少しご理解願えないと…。

稲田委員 田沢湖町の稲田です。6ヶ月経過した訳です。それでもこれだけ難産しています。角館町長さん。そうすれば、何が一番良いのかという事も、やっぱり協議委員の方々に選択肢の1つとして、こういう方法が決定しているので、私たち3首長はあくまでもこれで行きますよということなら良いですけど、やはり民意を反映させる意味では、そこも少しは曲げたりなんだりして、皆の意見を吸い上げていかなければ私はなかなかまとまらないと思いますけれども。曲げる意志はありませんか。

田代委員 皆さんと協議してですね。

稲田委員 そうですね。そうです。

会長 私から申し上げる、いまおっしゃることも充分理解はできますけれども、やはりこの3町でそれぞれの合議というものを最大限設けていかなければならない。その中には、西木の田代村長さんから、住民への説明会を開きたいと。このことについて私は、広く受け止めなければならなければならないと。それが協議会で出来ない。今の結論で良いのだと。ということで協議に入るのは、私は差し控えるべきだと。ということでお話を申し上げて、そして継続に時間を欲しいと。という考え方を。角館の助役さんからも、まだ団体とも意見交換をしたい。あるいはそういうお話もされておりますし、そして西木の助役さんからもそういう説明をされておりますので、まずはこのことは会長として提案した3人の形として、そういう考え方を受けた訳でありますので、そういうことは十分大事にしなければ

いけない。ということで、皆さんのご質問を受けながらご提案をさせていただいているとご理解いただきたい。理解という言葉を使わないでという声もありますけれども。

細川委員 田沢湖の細川です。最初に議長さんたちから、それぞれの町村の議員の皆さんの集約を伺いました。まとめてみますと、田沢湖町、結論なし。角館町、止む無し。西木村、同意できない。ということ。そしてそのいろいろな理由の中にはいろいろありまして、共通してあるところは、民意をどのように反映できているのか。それから、それをクリアするには公募があるのではないかなど、共通のいくつかの点があるのではないのでしょうか。私は難しい事はわからないのですが、先日の私の地域の地域懇談会に行きましたところ、やっぱり、名前そのものもそうですけれども、進め方に、各町村の助役さん方が進め方を今後いろいろ座談会等を開いて汲み上げていきたいという、理解を広げていきたいとお話しておりますけれども、その方法すらもやっぱり今一度考え直す必要があるのではないかと、私は地域懇談会にいて考えているところです。もう一度考え直すとか、理解をいただく会を開くとしても、私が行った懇談会においては、いろいろ地域地域に集まった方々の考え方があると思いますが、今の提案については理解を出来ないという話に落ちております。議長さん方のまとめと、助役さん方のまとめを聞いてみますと、そのところはすべて共通項があるのではないのでしょうか。ですから、これから時間をかけていろいろまた、西木さんの方からとって欲しいということがありましたが、今の状況が大幅に転換して別の結論に近づくということは、私は創造がたいところです。以上です。

会長 他にありませんか。

辻委員 角館の辻でございます。それぞれ報告の中で、いまさら時間が欲しいと、ほとんどの人が住民の意見聞きたいと。これが、（「私の方は一回もやっていないのです」という声あり。）あなたの方のことはわかるよ。これからやりたいと。今までの報告の中でも結論付けているところがあります。だから最初にこの協議会のありかたが、いかにずさんだったか。今、協議会で、住民から聞いたら、もっと聞けという報告がされました。まずそこから大反省をしていただきたいと思います。協議会のありがたそのものが、今になってからまた住民の意見を聞くために時間が欲しい。西木さんは別です。ボタンの賭け違いが独断で今まで進んできたというのが表していると思いますので、よく考えてもらいたいと思います。

会長 暫時休憩いたします。

（休憩）15:16

(再開) 15:33

会長 再開をいたしたいと思います。皆さんからいろいろ意見を出されました。先ほど私が提案した内容について、もう一度お謀りしたいと思いますがいかがでしょうか。西木さんの、地域に説明を申したいということで、この審議をこれで中断して、そして臨時協議会でご報告いただいて、提案をそれぞれまた審議をするという時間を取りたいというご提案に対して、いかがでしょうか。

(「いつ位の時期になりますか」という声あり)

はい、どうぞ。

堀川委員 議長の会議の進め方について、協議案として提案したら、ご理解願いたいではなくて、皆さん賛成していただけますか、どうですかという。そういう結論を得ないと、ただご理解願いたいでは、協議案になりませんよ。それをこれから守ってください。

それから、名前のことなのですが、田沢湖角館だけの名前では私は賛成できません。なぜかと申しますと、西木もやはり対等合併と言う名目の元に合併するのでしたら、西木の名前も出るような名前でないとい合併に僕は反対です。そうではなくて、3町村の名前を入れない。本当に3町村が、これが良い名前だという名前を選んで新市にするのべきから、私は賛成します。この二つは、私提案しますので、皆さんにご協議してください。

会長 ただ今の審議について臨時協議会を開いて、それぞれの町村の住民説明をしていただきまして、11月21日に今、皆さんの統一した考え方を説明されましたので、11月21日に臨時協議会を開催したいということで、ご提案をいたします。いかがでしょうか。

田口(喜)委員 21日居りません。

稲田委員 各町村の議長方は居ません。

田代委員 副議長さんと、特別委員長さんは居りますか。

(「居ります」という声あり)

熊谷委員 17日はいかがですか。

伊藤委員 説明会をやらなければ。

田口(喜)委員 それはまず良いのでは。

田代委員 西木を大切にしようというような話をして、それはまず良いのではというのは暴言でないですか。田沢湖では西木を大切にしましょうと言っていて、西木の説明会は、それはまず良いのではというのはおかしくないですか。そのような言い方は無いのではないですか。(「そうではなかった」という声あり)もとからうちの村はやすめられてい

たのではないですか。

会長 この後日程調整して、改めて皆さんに連絡申し上げます。いいですね。今日は日にちを確定しないで、11月の中旬をかねてご案内差し上げるということに致したいと思っておりますので、日程については事務局とも相談して、早めに通知を差し上げるといことでしょうか。皆さんにご連絡を申し上げますということで、ご賛成をいただきたいと思います。ですがもう一度確認いたします。いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

会長 異議なしということでございますので、ただ今の5号議案の案件については継続協議をいたしまして、ただ今申しました日程調整をいたしまして、臨時協議会を開催して協議をするというふうに決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

(休憩) 15:40

(再開) 15:41

会長 早速会議を再開いたします。次に協議案件第6号新自治体の事務所の位置についてを議題といたします。これにつきましては先の提案の時に申し上げましたように、自治体名と関連がありますので、改めて継続審議として、その段階で提案致したいと思っております。いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

会長 異議なしということでありますので、そういうふうに決定いたしまして継続審議し、次に提案をしたいと思っております。それではこれで5号6号議案については終了いたしましたので、それでは前回の協議会で説明しております、協議案件第24号から25号、この2案件について協議をしたいと思っております。内容については前回説明しておりますし、委員の皆さんも十分検討されたと思っておりますので、早速協議案件24号条例・規則等の取扱いについてを議題といたします。ご質問、ご意見等ありませんでしょうか。ご発言をお願いいたします。

ご発言は無いようでありますので、この議案第24号については原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

会長 異議なしと認め、議案第24号条例・規則等の取扱いについては原案のとおり確認

することといたします。

次に協議案件第25号公共的団体等の取扱いについてを議題といたします。ご質問、ご意見等ありましたらご発言お願いいたします。

事務局長 この公共的団体等の取扱いにつきましては、前回進捗状況についてご質問ありましたわけございまして、参考資料編の4ページに主な団体の統合進捗状況について、社会福祉協議会、商工会、観光協会の例について載せております。他の公共的団体等についても合併協議会において協議された調整内容を尊重して、各団体等の事情を考慮しながら、効果的・効率的な運営がなされるよう今後調整に向けてまいることになると思います。以上、よろしくをお願いいたします。

会長 ただ今、事務局の方から補足の説明をいたしました。ご質問ないでしょうか。

(「なし」という声あり)

会長 なしと言う声がございまして、協議案件第26号については、説明のとおり確認する事にはいかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

会長 はいと言う声ですが…。

(「異議なし」という声あり)

会長 異議なしということでひとつご対応願って、私の方も提案する声も短く致しますので、ご承認をいただきましたので、確認を決定をいたします。

次からは提案をさせていただきますので、事務局から説明いたしますが、最初に協議案件第27号消防防災関係事業の取扱いについて…。

26号の補助金・交付金等の取扱いについてを事務局に提案説明をいたしますので、事務局説明をお願いします。

事務局長 それでは、資料の15ページになりますが、協議案第26号補助金・交付金等の取扱いについてご説明いたします。補助金・交付金等の取扱いについては次のとおり提案いたします。16ページに調整の内容が書かれておりますが、補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯や実績を考慮しつつ、公共的必要性・有効性・公平性の観点から、次の方針に基づき予算措置の段階で調整する。1、3町村で同一又は同種の補助金・交付金等については、関係団体等の協力を得て、制度の統一化に向けて調整する。2番としまして、独自の補助金・交付金等については、制度の経緯、従来からの実績・効果を考慮し、調整するという内容であります。3番としまして、統廃合できる補助金・交付金等については、統廃合に向け調整するという内容であります。現況としまして、法令根拠は

地方自治法によりまして、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができるという根拠でございます。補助金につきましては、特定の事業又は研究を行う者に対し、その事業若しくは研究を育成・助長するために、1、法令の規定に基づき交付するもの、2、公益上必要があると認められる場合に予算措置によって交付するものがあります。交付金は法令又は条例等により、団体あるいは組合長等に対し、地方公共団体の事務を委託している場合に、事務処理の報償として受託団体等に交付するものをいいます。現況につきましては参考資料の6ページから15ページまで3町村の補助金交付金を掲げております。最初は平成15年度予算に計上されている補助金、交付金のうち義務的要素を持つもの。これは公共施設の維持管理費、加盟団体等の年会費を除いたものでありますが、ここに書いております。分類につきましては、事務事業分野事に分類し本数の多いものについては下に小分類しております。各町村で同一同種のものについては、横並びに記載しておりますので比較してご覧いただきたいと思っております。補正予定と記載されておりますのは、今後の補正により計上を予定しているものであります。以上これらを調整の内容に基づきまして、3町村の補助金、交付金等について調整するという内容でございます。以上でございます。

会長 ただ今の説明について、ご質問等お伺いしたいと思っております。なお、この案件は次の協議会で確認してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

熊谷委員 補助金については、もちろん広く民間の力を連動するという意味では、必要なものでありますが、今後に予想されます財政の状況を考えますと、ある程度大きな枠組みの転換ともうしますか、必要になってくると思っております。この調整の内容等、あるいは法令の根拠については、この通りだと思っておりますが、この担当の専門部会は現在開かれていますでしょうか。調整の内容の具体的なくくり方が、どうなっていくのかなと思っておりましたので、もし資料がありましたら、この次の機会にもご提示をいただいて、さらに精査していきたいなと思っております。

事務局長 この資料に、総務企画関連とか福祉保健関連と書いてありますが、この専門部会ごとに検討しております。事務事業のすり合せと同時進行しておりますので、まだ詳しい資料は出せない状況であります。出せる状況になりましたら、協議会へお示ししたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

会長 ただ今の説明であります。

熊谷委員 その通りだと思っておりますが、むしろ我々の審査の視点と申しますのは、現状の報告も結構ですが、今後合併後にどういうくくり方になっていくのかなと、そういう視点

が協議会委員の視点だと思しますので、それを見せていただかないと原案、現行に賛成というのはあたり前の話で我々が各議会で議決したものでありますので、その後の専門部会でどういうふうな統廃合をするのかなと、これを早い時期に見せていただかないと、この案件について、分かりましたというようには、なかなかいかないのかなと思しましたので、どうぞ、まだ作業中だと言いますが早い機会にご提示いただきたいと思います。

事務局長 調整内容に書かれておりますように、3町村で同じように交付している補助があります。そういうものについては、今の合計にはならないと思います。当然1市で補助するものでありますので、当然削減されていくものと思います。それからこの中に国の補助金、県の補助金など特定財源が入ったものがございしますが、それにつきましては、年度年度のその時の情勢により、補助率により補助していくものとなってございます。それから、各町村の単独の補助金につきましては、出来るだけ整理するというか、そういう方向にもっていくものもあると思います。また、必要不可欠な補助金もありまして残されなければならない補助金もあると思いますが、出来るだけ削減の方針で臨んでいきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

会長 ただ今事務局長から説明がなされました。やはり数字が大事だと思しますので、調整の内容等についてももう少し説明できるような資料を出来るだけ、それぞれの案件もやはり、出していくように特に事務局に今のご質問に対する考え方を、ご指摘のようにいたしたいと思いますのでよろしく願い申し上げます。ただ今の、この他にご質問ありませんか。次の協議会でご審議をいただきますのでよろしく願い申し上げます。

次に協議案件27号消防防災関係事業の取扱いについてを提案説明をいたします。

事務局長 協議案件第27号消防防災関係事業の取扱いについてをご説明いたします。調整の内容といたしましては18ページに書かれておりますが、1、消防団については、各町村の分団等の組織は現行のとおりとするが、全体の組織編成等については、合併時までに検討するものとする。2、防災関係事業については、新市において調整する。3、地域防災計画及び消防計画は、新市において新計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引続き運用する。4、その他の消防防災関係事務及び事業については、合併時までに再編するという調整の内容でございます。18ページにそれぞれの消防団の現況が書かれております。調整方針としまして、消防団については、各町村の分団等の組織は現行のとおりとするが、全体の組織編成等については、合併時までに検討するものという内容であります。基本的には消防団のある町村の消防団を残して、全体の組織編成等についてということは、合併までに検討するということは、この上に各団長がおると

いうことでありますが、この上に連合消防団長とかを設けて現在の組織を残すというような調整内容であります。それから19ページの報酬等ではありますが、それぞれの町村の報酬が書かれておりますが、報酬等については角館町の例によると言うことであります。いくら角館町が高いわけではありますが、理由は団員の確保のため、団員の報酬を角館町の例によるということで調整するという内容でございます。費用弁償については田沢湖町の例によるということで、田沢湖町が火災出動等の場合、機械整備、自動車整備、これは機械と自動車整備を任命された団員の年額の報酬でございます。それから日中待機、夜間待機がございますが、これは消防自動車の出動に備え待機を命じられた団員に対する報酬でございます。このように田沢湖町費用弁償につきましては、田沢湖町の例により調整するという内容でございます。20ページの防災関係事業につきましては、違いといいますと、角館町に防災行政無線。それぞれの町村全体に聞こえるように、西木村、田沢湖町にはございますが、角館町にはございません。これについては新市において調整するという内容でございます。これにつきましては合併時までには整備することが困難でありますという理由と現在普及しない地ではそういうものが必要なのかという考えもありまして、新市において調整するという内容になっております。地域防災計画につきましては、各町村にございますが、新市において新計画を策定するという内容でございます。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用するという調整方針でございます。以上でございます。

会長 説明が終わりました。ご質問等ありませんか。

田口（喜）委員 協議案27号というのは非常勤消防ということだと思いますけれども、広域で行われている消防について、例えば、3町村が合併した場合は広域を解消して3町村独自の広域消防というのを設置するのかですね、そういう考え方が、別の項目で出てくると思いますが、もしそういう考え方、あるいは別の考え方があればご紹介いただきたいと思えます。

事務局長 現在の広域消防につきましては、大曲仙北市町村圏組合で行っておりますが、これは将来、大曲仙北の大仙市とこちらの市と、六郷、千畑、仙南が一緒になりまして美郷町に名前が決まりましたが、この2市1町で運営していくものとなると思えます。その形態の変化は無いと思っております。

会長 ただ今の説明のように、現在は広域の中で行っているという中で調整をしていくというふうを受け止めたいと思えます。ご質問ありませんか。

熊谷委員 あまり細かい話をして嫌われそうですが、あえて申し上げます。前回窓口業

務の取扱いについてということで、22号で協議をいたしました。その調整方針についてはすべてが高い方へ調整すると。3町村の中で高い方を調整額するというふうになっております。私ども議会に帰りまして説明をして大変お叱りを受けてまいりました。合併をどう考えているのかということでありました。したがって、今回の消防に関するものも、高い方に合わせて調整するのではなくて、むしろ住民の理解と協力をもらおうという合併でありますので、やはり財政的な観点から低い方へ調整の軸足を置くべきではないかということをお願いしておきたいと思っております。

会長 ただ今、ご質問ございましたが、この件については次の段階で、ご協議をいただいた上で、致したいと思っておりますので。他にございませんか。

(「なし」という声あり)

会長 なければ、27号については質疑応答を終わります。次に協議案件第28号障害者福祉事業の取扱いについて提案説明を致します。

事務局長 協議案第28号障害者福祉事業の取扱いについてご説明いたします。調整の内容といたしましては、22ページに書かれておりますように、1、障害者福祉事業については、次の区分により調整する。(1)国又は県等が定める制度については、その要綱等に準拠しながら調整する。(2)国又は県等が定める制度で、各町が独自にその制度の充実を図っている事業については、現行のとおり新市に引き継ぐことを基本に調整する。(3)各町村が独自に実施している制度又は事業については、現行のとおり新市に引き継ぐことを基本に調整するという調整内容でございます。これにつきましては、事業を掲げておりますが、身体障害者、知的障害者、精神障害者に対する事業の内容でございます。ほとんど現行のとおり新市に引き継ぐという内容になっておりますので、3町村とも同一でございますが、違いのある事業といたしましては、24ページの下の方に住宅整備資金貸付がございますが、これは田沢湖町と角館町で身体障害者への居室等の増改築をする場合に、その整備の為に貸し付けで、増減150万円でございますが、これは西木村の地域にも適用させまして、田沢湖、角館町の例によるということでございます。それから、バリアフリー化支援事業でございますが、これは重度身体障害者に住宅の改造並びに整備に対する補助で上限50万円でございますが、これは角館町がございませんが、田沢湖町、西木村の例によるということで調整したいということです。27ページの精神障害者手帳、医療券、相談でございますが、合併時に統合するという同じ箇所で行う内容でございます。28ページには精神障害者共同作業所ということで、角館のさくら作業所において、作業訓練及び生活指導等を行っておりますが、田沢湖町、西木村は負担金を拠出してありますが、

これは一つの市になるということで、現行のとおり行うということでございます。以上のような調整内容でございます。

会長 説明が終わりました。ご質問等頂戴したいと思います。なお、ただ今提案している内容について、それぞれ持ち帰りいただくとと思いますが、内容についてもしありましたら次の時に具体的にご質問なり、方法などを加えて確認するという方法もあるわけでありますので、皆さんから内容を充分精査していただく事にしたいと思いますので。それでは他になければ、次の場に進めてまいりたいと思います。いかがでしょうか。

(「なし」という声あり)

会長 それでは、次の継続に質疑をお願いいたします。それでは次に協議案件第29号児童福祉事業の取り扱いについてを議題といたします。

事務局長 協議案第29号児童福祉事業の取扱いについてご説明いたします。30ページご覧いただきたいと思っております。調整の内容としましては、児童福祉事業については次の区分により調整する。(1)国又は県等が定める制度については、その要綱等に準拠しながら調整する。(2)各町村が独自に実施している制度又はその事業については、合併時までに調整するという内容でございます。先ほどの障害者福祉事業と同じように現行のとおり新市に引き継ぐという内容が多いわけですが、30ページの母子・父子家庭児童祝金支給でございますが、これは母子・父子家庭の事情で小中学校、高等学校、就職した場合に祝い金を支給するというもので、田沢湖町の例により支給しておりますが、西木村では村単独の嵩上げ分として、中学校卒業時に5,000円分の図書券を支給しておるわけですが、これを3町村統一してこの分を廃止しまして、田沢湖町、角館町の例によるという調整内容であります。31ページの放課後児童対策。これは居残り児童の為の小学校1年から3年までの居残り児童の為の世話活動であります。これは田沢湖町は教育委員会で行っております。角館町は児童館あるいは、東、西小学校においては教育委員会でおこなっており、形態が違っておりましたので、教育委員会で行う事に統一しまして、田沢湖町の例により統合するというもので、調整してまいりたいと思っております。児童遊園地につきましては、田沢湖町に22箇所の児童遊園地があるわけですが、これは田沢湖町部分については存続するという内容でございます。以上、よろしくお願いいたします。

会長 説明が終わりました。ご質問等頂戴したいと思います。

(「なし」という声あり)

会長 これも前議案同様に取り扱っていきたいと思っておりますが、いかがですか。

(「異議なし」という声あり)

会長 異議なしということでございますので、質疑をここで打ち切ります。それでは次に議案30号生活保護事業の取扱いについてであります。

事務局長 協議案第30号生活保護事業の取扱いについてご説明いたします。34ページでございますが、調整の内容といたしましては、生活保護事業については、新市において福祉事務所を設置し、国又は県等が定める各種の制度について、その法令・要綱等に準拠しながら実施するという内容であります。これは市になることによりまして、現在まで券事業で行っておりますが、市の福祉事務所の事業として、やらなければならないということでもあります。内容としましては憲法が保障するところの「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を実現するため、生活保護法の規定に基づき生活扶助、教育扶助、など7種の扶助（保護）を行うという内容でございます。現在3町村の保護費の総額は平成14年度決算では約6億円となっております。県の予算でやっております、新市の予算になるということでございます。調整方針としましては、新市において福祉事務所を設置し、事業を実施するという内容でございます。以上でございます。

会長 説明が終わりました。これにつきましてはご承知のような。はいどうぞ。

熊谷委員 このとおりだと思いますが、福祉事務所の設置という場所について、これは分庁舎方式をとるわけで、3町村にまたがる、いわゆる分庁舎が行う業務という所と同一の場所に設置されるのかどうか、また新たに別の場所に設置されるのか、設置の方法について説明をお願いします。

事務局長 分庁舎方式ということで、現在提案しているのは、事務所の位置は西木村の役場の場所を提案している訳ですが、それぞれの役割分担についてはまだ検討に入っておりません。本庁舎の事務所の位置が決まってから検討に入りたいと思っておりますが、福祉事務所については、どこか本庁舎、分庁舎の中にはいるか、それとも、新たに3町村の別な建物を活用して、福祉事務所を設置するかどうか、これはまだ検討の段階であります。それから、福祉事務所の無い庁舎につきましては、それぞれ総合窓口を設置しまして、そういう事務を行いたいと考えております。いずれ福祉事務所は3町村のどこかの場所で出来るという内容でございます。今のところはでございますが。まだ、位置については検討しておりません。それぞれの分も検討しておりませんので、福祉事務所の位置についても検討しておりません。

会長 ただ今の事務局長の説明であります。幹事会等で論議をしていただくということにしておりますので、まだ協議はいたしておりませんが、いずれこういう内容でありますので、早い時期に検討をさせて、一つの素案を連動していくようにいたしたいと

思います。他にご質問ありませんか。

ないようでありますので、これも前議案同様進めてまいりたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

会長 異議なしということでありますので。

田口(喜)委員 検討していないということは、これは持ち帰ってもどういうふうな説明をしたら良いのでしょうか。

会長 事務局長よりもう少し説明をさせます。

事務局長 市になる事につきまして、生活保護事業を実施しなければならないということから福祉事務所を設置して、この生活保護事業を行うということでございます。

田代委員 庁舎の位置も決まっていませんし、各分庁舎に建設関係をどこにおくとか、教育関係をどこに置くとか、それと同じでまだ決まっていないのです。

田口(喜)委員 そうすれば提案ではないのではということですか。

田代委員 設置するということですから、いいのではないですか。

会長 それでは、ただ今の提案について他にご質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

会長 なしということでございますので、前議案同様説明を打切って終わりたいと思います。

それではここで暫時休憩いたします。10分間休憩します。

(休憩) 15:16

(再開) 15:25

会長 それでは協議会を再開いたします。協議案第31号市(町村)立学校の通学区域の取扱いについてを議題といたします。

事務局長 協議案第31号 市(町村)立学校の通学区域の取扱いについてを説明いたします。36ページに訂正箇所がございますので訂正していただきたいと思っております。西木村の小学校のところの4行目児童数の中の区域外児童0人と書いてありますが、3人の間違いでございます。お詫びして訂正させていただきます。区域外児童3人でございます。調整の内容でございますが、学校の通学区域については、現行のとおりとするということで、現況につきましては、田沢湖町が小学校3校でございます。田沢小学校が平成16年度に生

保内小学校と統合の予定でございます。中学校も3校であります。田沢中学校が平成16年度生保内中学校と統合の予定であります。角館町においては小学校5校であります。中学校が1校で通学区域は全域であります。西木村が小学校が3校、中学校が2校あります。調整方針としましては、現行のとおり新市に引き継ぐということで、当面現行のとおりとするが、児童・生徒数などの動向を踏まえた通学区域の見直しを行うという調整内容になっております。よろしく願いいたします。

会長 説明が終わりました。ご質問等いただきたいと思っております。

(「なし」という声あり)

会長 皆さんまたご協議されると思っておりますから、協議の段階でいろいろ出してください。前案件同様質疑を打ち切ります。次に協議案件第32号学校教育事業の取扱いについてを提案いたします。

事務局長 協議案第32号学校教育事業の取扱いについてをご説明いたします。調整の内容は38ページであります。学校教育関係事務及び事業については、引き続き教職員のの資質の向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図ることを基本に、次の区分により調整するという内容でございます。1、現行のとおり新市に引き継ぐもの。2、合併時までに調整するもの。3、新市において調整するものとなっております。学校給食の実施であります。調整の方針としまして、現行のとおり新市に引き継ぐ。給食費については、新市において出来るだけ負担の少ない料金の統一に向け調整を行う。給食センターの運営については、給食サービスの一層の充実を図る効率化に向けた調整を新市において行うという内容でございます。遠距離通学対策ですが、38ページの遠距離通学補助事業これは、それぞれ、田沢湖町、角館町において内容が異なっておりますが、調整方針としましては、合併時に再編する。小学校は、基本的に4km以上中学校は6km以上を全額補助対象とし、既存制度は新市において存続するという内容でございます。39ページの角館町で行っております、通学自転車購入補助事業であります。これは新市において角館町の例によるということで統一するという事です、新市において、同基準を基本とし、全中学校を対象とする。補助金の限度額については、合併時までに現状を調査し、適正な額を設定するという内容であります。西木村で行っておりますスクールバス事業であります。これは現行のとおり新市に引き継ぐという内容であります。40ページの放課後児童対策事業であります。先ほども少し触れましたが、それぞれ小学校で行っております。西木村では行っておりませんが、調整方針としましては、田沢湖町の例による。学校単位の取り組みが望ましく、制度の内容については、合併時までに調整し統一するという調整内容であります。

冬季スクールバス運行事業であります。田沢湖町の神代幼稚園、神代小学校の冬季の通学通園困難を解消するために委託して運行しておるものですが、これは現行のとおり新市に引き継ぐという内容でございます。奨学金貸付事業であります。角館町においては育英会で行っている事業であります。調整内容としましては、田沢湖町の例とするという内容でございます。高校生1万2,000円。短大、専門学校3万5,000円。国公立大学3万5,000円。私立大学4万円という月額貸付内容でございます。既貸付金については、各町村の現行制度を存続するという内容であります。教育相談員の設置、これは田沢湖町で設置しておりますが、これも全部の地域に置くという事で、田沢湖町の例とするという内容であります。合併時に新市全域を対象とします。スクールカウンセラー設置事業であります。これは児童生徒の悩みとか問題行動等の解決の為スクールカウンセラーを設置するものであります。これは田沢湖町・角館町の例とする。制度を存続し、新市全域を対象に事業を拡大するという内容であります。育英寮田沢湖会館の管理運営であります。これは田沢湖町で行っておりますが、田沢湖町の例による。新市全体を対象に運営を存続するという調整内容でございます。以上でございます。

会長 32号についてご説明が終わりました。ご質問等いただきたいと思えます。

熊谷委員 いよいよ教育委員会関係に入ってまいりましたが、私いつもこだわるのですが、調整方針というところに、いつも疑問があるのは、調整方針を謳うのは役場の職員であり、それ以上のものはないと。やはり政策的なもの。地域的なもの。こういうような配慮があってこそ、初めて均一的な教育環境が整うと思えますので、前回も申しましたが、必要に応じては、幹事会、専門部会に教育長をお招きするなり、あるいは他の事業については助役をお招きするなどして、役場職員のいわゆる範囲を超えた政策的な助言をいただくような環境を作っていただきたいと思えますが、前回も同じ質問を申し上げております。どうかひとつおとりはかり願えばありがたいと思えます。

会長 ただ今のご提案について、幹事会、それぞれの部会、教育委員会については、委員会の中の教育長も入って調整されていくというふうに受け止めておりますので、その点はおっしゃるとおりでありますので、なお又、幹事会だけではなく助役も入れて、そうしたものも十分進めてまいりたいと思えますので、お願いしたいと思えます。他にご質問ございませんか。

なければ前議案同様質疑を打切って次の案件に入りたいと思えます。いかがですか。

(「なし」という声あり)

会長 決定いたしまして、次に第33号文化振興事業の取扱いについてを説明いたします。

事務局長 協議案第33号文化振興事業の取扱いについて、ご説明いたします。調整の内容としましては、文化振興関係事務及び事業については、同一または類似する事業の統合若しくは再編を基本に、次の区分により調整する。1、現行のとおり新市に引き継ぐもの。2、合併時まで調整するもの。3 新市において調整するもの。先ほどの内容と同じであります。活動成果の発表会でございますが、これは各文化祭。西木村においてはにしき祭等において成果を発表しておりますが、これは現行のとおり新市に引き継ぐという内容であります。文化財保護審議会につきましては、各町村にこのようにございますが、合併時に再編する。報酬については、類似規模団体など基準にする。委員の数については、各分野地域性などを踏まえた委員設置を行う。任期については、西木村の例とするということで、田沢湖町と角館町は現在2年ではありますが、4年とするということでございます。45ページの歴史民族資料館運営業務。これは、田沢湖町に田沢湖町郷土史料館がございまして、これは現行のとおり新市に引き継ぎます。美術館維持管理業務でございますが、角館町に平福記念美術館がございまして、これは現行のとおり新市に引き継ぐという内容でございます。市町村史編纂に関すること。それぞれ町史、村史でございますが、この内容のとおりでございますが、現行のとおり新市に引き継ぐという内容でございます。以上でございます。

会長 説明が終わりました。ご質問いただきたいと思っております。

(「ありません」という声あり)

会長 ご質問がないでありますので、前案件同様質疑を打切りまして、次に協議案件第34号コミュニティ活動の取扱いについてを議題といたします。説明をお願いします

事務局長 協議案第34号コミュニティ活動の取扱いについてを説明いたします。調整の内容は48ページでございますが、コミュニティ活動については、新市において存続するという内容でございます。現況としまして、田沢湖町には田沢地区コミュニティ推進協議会がございまして、地区の運動会などを開催しております。角館町においては、中川地区と白岩地区で住民運動会を行っております。西木村においては、上桧木内地区、桧木内地区、西明寺地区において住民運動会を行っております。それぞれ助成をしております。調整方針は、現行のとおり新市に引き継ぐ。各地域が独自に行っているコミュニティ活動については、引き続き支援できるように調整を行うという内容であります。以上です。

会長 説明が終わりました。ご質問頂戴したいと思っております。これもまた前議案同様、次の会までにいろいろと協議をお願いしまして、前議案同様質疑を打切りたいと思っております。いかがですか。

(「異議なし」という声あり)

会長 異議なしということですので、決定をさせていただきます。それでは次に協議案件第35号社会教育事業の取扱いについてを議題といたします。

事務局長 協議案第35号社会教育事業の取扱いについてを説明いたします。調整の内容は、社会教育関係事務及び事業については、次の区分により調整する。1、現行のとおり新市に引き継ぐもの。2、合併時まで調整するもの。3、新市において調整するものという調整内容でございます。広報紙発行業務であります。生涯学習の情報紙として、田沢湖町は年6回。角館町は年2回。西木村は広報を利用して、月1回全戸配布をしております。これにつきましては、合併時に再編する。基本的には毎月発行する方向で再編するという内容であります。成人式につきましては、3町村でそれぞれお盆の15日。角館町は14日ですが、実施しております。違うところといいますと、角館町で19歳から20歳というところで、田沢湖町、西木村より1歳早く行っておりますが、それを田沢湖町・西木村の例とするということでございます。対象者を統一し、同一会場での開催に向け調整を行うという内容でございます。図書館につきましては、それぞれ、町立田沢湖図書館。角館町においては、総合情報センターに学習資料館。西木村には西明寺館、桧木内館、上桧木内館の公民館内に図書館がございます。これにつきましては、現行のとおり新市に引き継ぐ。基本的に現在の運営方法を存続するという内容でございます。図書の貸し出しサービスについて、これは角館町において自動車文庫配本事業を行っておりますが、田沢湖町、西木村から負担金をいただいておりますが、中仙、太田を含めまして現在5町村を配本して回っておりますが、調整内容としましては、新市において配本サービスを引き継ぐという内容であります。配本サービス事業は、平成15年度で運営組織が解散する予定のため、新たなサービス形態も含めたサービスを協議し、新市において需要に応えられるよう努めるという内容であります。自動車文庫以外の配本サービスを協議し、需要に応えられるように努めていくという調整内容になります。学校体育施設の社会体育開放事業ですが、それぞれ小学校中学校の体育館、グラウンドを開放しておりますが、現行のとおり新市に引き継ぐ。合併後、新市において運営内容を調整するという内容であります。スポーツ少年団補助関係業務ですが、それぞれスポーツ少年団ございまして、補助金を交付しているところでありますが、それぞれ補助内容の基準が違っております。これにつきましては、合併時に再編するという内容で、派遣費については、合併時に統合することとし、西木村の例とするということで、西木村の例により補助金を交付するという内容でございます。各種スポーツ大会につきましては、調整方針としましては、現行のとおり新市

に引き継ぐ。基本的には各種大会を存続することとし、同種目の大会については、統合に向け調整し、効率的な運営と開催ができるよう努めるという内容であります。公民館主催事業開催業務ですが、それぞれの公民館においてご覧のような活動を行っているわけですが、これにつきましては現行のとおり新市に引き継ぐ。新市において類似する行事等について、統合に向け調整を行うという調整方針でございます。以上でございます。

会長 説明が終わりました。このことについても、前議案同様それぞれ次の会までに考えてきてもらうことをお願いいたしたいと思います。前議案同様質疑を打ち切りたいとおもいます。ただ今、説明いたしました、協議案件26号から35号までの10案件については、次回の協議案件としたいと思いますので、次回まで十分ご検討くださるようお願いいたしたいと思います。以上で本日の報告事項、協議案件、提案案件終了いたしました。皆さんには事務の、いわゆる進め方について、いろいろ皆さんからのところをお詫びをしながら、なおもう少しありますので、この後よろしくお願いいたしたいと思います。

次に建設計画策定までのスケジュールについて皆さんのお手元に配布しているわけですが、この関係について説明をさせますのでお願いいたします。

事務局（高橋） 副局長の高橋でございます。前回の協議会の最後の段階で、今後の新市の将来構想と、建設計画のスケジュールについてご報告するというところでございましたので、今回A4にまとめまして出しております。新市の将来構想は8月の末に素案という形で協議会のほうにお出ししておりますが、現在、先ほど田沢湖町さんからお話ありましたように、内容について、一部、住民の方に説明していただいております。この後、協議会の方でもダイジェスト版を作りまして、これを基にしてさらに住民説明会等を行いまして、12月にはもう少しまとめた段階の将来構想の案を出しまして、次の段階で将来構想を決定したいと。それをもちまして県の方にも説明に行きたいということでございます。それと並行しまして、前回もお話しましたけれども、新市の建設計画のスケジュールが遅れておりますものですから、これと並行して事務的につめれるものがあれば、それをさせていただきたいということで、現在3町村の現在の事業計画等の調査を行っておりまして、新市の将来構想をこの協議会の方で決定次第、新市の建設計画に入ってまいりたいということになります。新市の建設計画につきましては、これは合併特例法で合併協議会で決定するということになっておりますが、中に県事業も入ってまいりますので、それぞれの段階で県との協議を行いながら最終的に決定していくというスケジュールを考えております。この建設計画自体は合併の再の必要な資料ということではございませんが、当然まちづくり計画が無ければ合併の議決を頂くということにはまいりませんので、そのスケジュール

としては、先程来言っております事務事業のすり合わせ、合併協定の項目のすり併せが済んだ段階には合わせるような形で新市の建設計画も出来上がりということにさせて頂きたいということで、今回、来年の6月あたりには、この新市の建設計画をつくりまして、正式に県の方に提出すると。そのあと法律に定めますように、住民の皆様公表してまいりたいというようなスケジュールを現在考えております。それからもう一つ、前々から三杉委員さんからございました、広域市町村計画の冊子が出来上がりましたものですから、民間の委員の方にはお渡ししております。内容は大曲仙北の市町村広域圏14市町村の事業計画と、県の事業計画が入っております。若干細かい数字が入っておりますが、一番まとまっている資料ということでございまして、お渡ししております。中身が数字が大きくて少し分かりにくい所がございましたら、私ども事務局の方におたずねいただければ、私の方で分かるもの、あるいは広域市町村圏組合の方に問い合わせまして、お答えしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

会長 スケジュールの計画について説明いたしましたが、これについてご質問等ございましたらお願いしたいと思います。この新市計画については、やはり十分そういう時期を考えながら、積極的に計画していただくよう事務局にも申し入れしたいと思います。さらに皆さんに早い時期に出せるようにしたいと思いますのでご協力をお願い申し上げます。

佐藤（宗）委員 先程の臨時の合併協議会の日時でございますけれども、後ほど3町村に報告するというところでございましたけれども、私どもの関係でしようけれども、出来る限り、地域住民の皆様と早く開くように申し入れもしますし、打合せ等もいたしたいと思います。それでも、11月の前半といいですか、前半中に少なくとも3箇所は開きたいと思っておりますし、等々日程もございます。そうしたなかで早めに関きたいということで申し入れもいたします。先程21日という話も出ましたけれども、実は3議長東京への出張でございます。田沢湖さん、角館さんと協議はしておりませんが、合併の方が大事と……。21日につきましては豪雪の問題ということですが、どうかご容赦願いまして、もしか21日の午後と決定していただければ参加したいなと思っておりますけれども、どうでしょうか。

会長 ただ今、西木の議長さんからご提案あったことも含めて、いずれ、西木さんの方の会議の中で、こうした日程をクリアして行きたいと思っておりますし、やはりこの問題が合併の大きな重要課題だと思いますので、それぞれの日程についてはお繰り合わせを願って、それぞれ進めて行きたいと思っておりますので、事務局あるいは調整をしながら、ただ今のご発言を含めて協議して皆さんに出来るだけ早い時期にお知らせをいたしたいと思いますので、

よろしくお願いいたしたいと思います。

私から、これで終わるわけですがけれども、最後に一つだけ、先程角館町の議長さんから小委員会に提案された内容を出来るだけ早い時期にご提案願いたいというご発言がございました。私ども、臨時協議会については今申し上げました内容で進めていこうということでございますので、いずれ次の定例会に11月28日に、この時に小委員会の報告を提案させていただきたいと思っておりますので、この点そういうふうにご協議したわけですがけれども、どうかそういう方向で進めてまいりますので、お願いをいたしたいと思っております。私から一言申し上げて事務局に引き継ぎますが、今日は大変時間を延長しながら、こうして慎重にご審議をいただきました。取り運びについてはいろいろな課題があったと思っておりますが、いずれ私どもそうした中でご提案した内容ですので、この点もひとつご理解をいただいて、むしろ提案したものを時間をかけて進めたいということで、皆さんからご承認をいただいたわけですので、なおこの次の臨時協議会では、皆さんの熱心なご意見を頂戴して進めてまいります。何と言っても3町がお互いに理解しあっていかなければならないので、先程、ご意見の少し違いがあったわけですが、どうかすり合わせていく為には、それぞれの立場で進めていくことをお願いして、私の不手際についてもお詫びしながら今日の協議会を終わりたいと思っております。あとは事務局に引継ぎますのでよろしくお願いいたします。

事務局長 長時間のご協議大変ありがとうございました。本日の協議内容につきましては、各町村の広報にも載ると思っておりますが、協議会だよりを来月の10日までには発行いたしまして、住民へ広聴活動したいと思っておりますのでよろしくお願いいたしたいと思っております。以上をもちまして第7回田沢湖・角館・西木合併協議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉 会16：50

署 名

会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

会長（議長）

委員

委員

委員